

株式会社 光仁介護 サービス	青森市大字羽白 字沢田四五の四	特定福 祉用具 販売	まちだ福 祉用具 貸与	北津軽郡板柳 町大字福野 五丁目七三 の田	"	"
----------------------	--------------------	------------------	-------------------	--------------------------------	---	---

青森県告示第五百八十五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により次の指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があつたので、同法第百十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護療養型医療施設の開設者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	名称又は名称	所在地	届出の年月日	辞退の年月日
弘仁会	医療法人	八戸市大字大工町一	弘仁会	八戸市大字大工町一	平成二七・五・二九	平成二七・六・三〇

青森県告示第五百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
青森県知事	三 村 申 吾					

合同会社 ウル	八戸市大字十日 市長根一九の	介護予防 訪問看護	訪問看護 ステーション ふくろろ	八戸市吹上一 の三東誠 会館一階	平成 二七・八・一
------------	-------------------	--------------	------------------------	------------------------	--------------

青森県告示第五百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の年月日	廃止の年月日
株式会社 光仁介護 サービス	株式会社 光仁介護 サービス	青森市大字羽白 字沢田四五の四	特定福 祉用具 販売	まちだ福 祉用具 貸与	北津軽郡板柳 町大字福野 五丁目七三 の田	"	"
弘仁会	医療法人	八戸市大字大工町一	介護短期 入所療 養施設	まちだ福 祉用具 貸与	北津軽郡板柳 町大字福野 五丁目七三 の田	平成二七・五・二九	平成二七・六・三〇

青森県告示第五百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	名	勤務する病院等	診 療 科 目	年 指 月 日 定
	勤 務 所 在 地	三 沢 市 大 字 三 沢 字 堀 口 一 六 四 の 六 五		
得 居 範 子	三 沢 市 立 三 沢 病 院	三 沢 市 大 字 三 沢 字 堀 口 一 六 四 の 六 五	泌 尿 器 科 (じ ん 臓 機 能 障 害)	平 成 二 十 七 年 八 月 十 日

公 告

平成二十八年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次の1及び2に掲げる業務の委託

1 平成二十八年度刊行「青森県史 資料編 考古1」制作業務

2 平成二十八年度刊行「青森県史 資料編 近現代8」制作業務

二 業務内容 入札説明書による。

三 履行期限 平成二十九年三月三十一日

四 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課（県史編さんグループ）

五 入札方法

一の1及び2に掲げる件名ごとにそれぞれ入札に付する。

六 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加

資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

七 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三八

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎 北棟五階C会議室

(二) 日時 平成二十七年八月十七日 午前十時

八 入札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎 北棟二階B会議室

2 日時 平成二十七年八月三十一日

午後一時 「青森県史 資料編 考古1」制作業務

午後一時二十分 「青森県史 資料編 近現代8」制作業務

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号により免除する。

十 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

十一 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の

価格で入札した者のうち、最低の

価格で入札した者のうち、最低の

価格で入札した者のうち、最低の

価格で入札した者のうち、最低の

価格で入札した者のうち、最低の

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社蝦名建設

二 代表者の氏名 蝦名 孝文

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本一一五の三二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一五三二八号

五 取消年月日 平成二十七年七月七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 青光電気株式会社

二 代表者の氏名 福士 昇

三 主たる営業所の所在地 黒石市八甲六九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第一一〇四五号

五 取消年月日 平成二十七年七月三日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社成田鉄筋工業

二 代表者の氏名 成田 常雄

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鳥井野字宮本五三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一五〇九六号

五 取消年月日 平成二十七年七月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、とび・土工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十七年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 オサナイホーム

二 氏名 長内 了悦

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造藤田一七〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇五七六号

五 取消年月日 平成二十七年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高橋土木

二 氏名 高橋 金雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市美野原二丁目一七の一
四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二九三〇号
五 取消年月日 平成二十七年七月十五日
六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十六年九月二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭